

世界遺産条約のグローバルストラテジー

世界遺産条約のグローバルストラテジー(世界戦略)は、世界遺産リストを、地域間・テーマ間・文化と自然などの不均衡を是正し、地域やテーマにおいて高い代表性があるものとし、信頼性の高いものとするための各種方策を示した戦略であり、1994年に世界遺産委員会で採択された。

このストラテジーの実現のために、近年では、以下の決議が採択され、実施に移されている。

第12回世界遺産条約締約国総会(1999年)

1. すべての加盟国に、世界遺産条約の権威を高めるために、リストのバランス欠如を改善し、代表性を高めるように対応するように求める。
2. すでに数多くの世界遺産を登録している締約国に、自発的に推薦を減らし、世界遺産登録が少ない国の推薦に協力するよう求める。
3. まだ世界遺産の数が少ない締約国に、積極的に援助を求めて推薦するようにし、委員会に参加するよう求める。
4. 諮問機関に、暫定リストや地域専門家会合の結果などを基に、テーマ別研究を実施するよう求める。
5. 世界遺産委員会に、地域別グローバルストラテジー活動計画の採択、実施状況評価を求める。
6. 条約事務局に、世界遺産の登録数が少ない国の暫定リストや推薦書作成に協力し、また、活動計画の実施状況報告をするよう求める。
7. 国際社会、特にドナー機関に、指示、援助を求める。

第24回世界遺産委員会(2000年)

1. 諮問機関は、現在の世界遺産リストと暫定リストを、地域、時代、地理的基準、テーマによって解析し、現状分析と代表性の低いテーマについて報告する。その際、地域ごとに自然や文化が多様であることに配慮し、定期保全報告の内容や地域別会合やテーマ別会合の提言も参考にする。
2. 登録審査を厳密に行うために、新規推薦の審査数を年間30件以下に制限する。その方法として、1年に推薦できる件数を1カ国1件に制限するが、まだ世界遺産が1件もない国は2-3件の推薦ができる。それでも30件を越えた場合は、世界遺産が1件も登録されていない国、諮問機関の分析で代表性が低いと判断されたカテゴリーを優先する。さらに制限が必要な場合は推薦書の到着日が早い順とする。これらの方法は丸2年間試行し、評価する(本年6月の委員会で評価予定)。
3. 上記加盟国総会決議2の早期実施を求める。